

瀬戸内市監査委員公表第4号

令和4年度定期監査結果報告に基づく措置状況の公表について

令和4年度定期監査結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知が瀬戸内市長等からあったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年5月10日

瀬戸内市監査委員 小 野 和 倫

瀬戸内市監査委員 廣 田 均

監査結果		所管部署	措置状況
指摘事項	規則に定められた会計管理者や、出納員からの委任その他の手続きを適切に行わないまま職員に会計事務を行わせたり、規則の中に齟齬があるまま施行を続けたりすることは、規則に違反しており、是正する必要があると認められる。	福祉部 福祉課	令和6年1月末を持って現金の取り扱いを行うことがなくなりました。
指摘事項	要綱等を定めた上で補助金等を交付する必要があるにもかかわらず、要綱等を定めないまま補助金等を交付していたことは規則に違反しており、適正を欠いていると認められる。	教育委員会 中央公民館	瀬戸内市文化があふれるまちづくり委員会補助金交付要綱を策定。
指摘事項	受託団体や補助団体の事務局を担う担当部署は、事務局の経理事務等を担う必要があるかどうか再度検討し、市が実施する必要がある事業については、経費を直接予算化することなども含め検討する必要があると認められる。 また、市は、補助金等や委託料を支出した上で、やむを得ず市が任意団体の事務局を担う必要があると整理した場合のために、職務専念義務の免除の承認の可否の基準を設けることや、経理事務等の団体固有事務と市の事業の内容や量を明確に区分すること、任意団体の経理事務等に係る規程等の整備をすることなどにより、本来任意団体が行うべき固有事務は任意団体に実施させ、役務の提供を受けない任意団体や市民が納得し、職員が安心して職務に従事できる環境にしていく必要があると認められる。	総合政策部 企画振興課	当課が担っていた瀬戸内市移住交流促進協議会の事務局は、補助団体である瀬戸内市移住交流促進協議会へ移管した。移管に当たり、当該事務局に係る経費を補助金として当該補助団体へ交付することとした。
指導事項	市以外の団体等に交付することとされている補助金を、市職員のみで構成された団体に交付していることは適切でなく、その支出について検討する必要があると認められる。	こども・健康部 健康づくり 推進課	愛育・栄養委員については、瀬戸内市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の改正により、令和6年4月1日から非常勤の特別職ではなくなる。 (委嘱委員と協議会のメンバーと区別をし、協議会のあり方の検討を進めている。)